



□ 今月号の目次と要旨:

1. **年頭にあたり:** 今年、廃棄物処理法をはじめとして、各種リサイクル法を含めた制度面での改正が予想される。本年も、それら改正状況に関する最新情報の提供と詳細解説を行う。
2. **【解説】廃棄物処理法の改正:** 昨年来行われて来た「廃棄物処理制度専門委員会」が報告書案を提示、現在パブコメ中。今般の処理法改正に関する重要な内容。マニフェスト虚偽記載の規制、特管産廃での電子マニフェストの義務化等が含まれる。その他、親子会社間の自ら処理、有害廃棄物情報提供の充実化・義務化等、重要な項目について解説する。
3. **【解説】今後の化学物質対策の在り方について:** 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度における全国単位の製造・輸入数量の上限見直し」と「毒性が非常に強い新規化学物質の管理」に関する報告書が提示された。化審法の改正に向け、現在、パブコメ中。
4. **産業廃棄物の排出及び処理状況:** 2014年度の実績値が公表。総排出量は約3億9,300万トン(対前年800万トン増加)。最終処分量は1995年の6,900万トンから1,040万トンまで減少。
5. **八戸市が許可権限自治体に:** 1月1日より中核市移行に伴う措置。全国116自治体体制に。

新年、明けましておめでとうございます

皆様におかれましては、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本年もなお一層のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。

今年、廃棄物処理・リサイクル業界にとりまして、法改正等の制度面での動きが著しく忙しい年になりそうです。

まず、本稿でも昨年から連載しているように、**廃棄物処理法の改正**にも動きが出て参りました。今回の改正は、昨年発生したダイコー事件のような不適正処理を防止することを目的に、「マニフェスト虚偽記載への対策」や「一定量以上の特管廃棄物の処理における電子マニフェストの使用」等の施策が考えられているようです(詳細は、「2. 廃棄物処理法の改正検討」をご覧ください)。

また、**食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の判断基準省令の一部改正**がこの1月にも行われようとしています。

約3年を費やして実施された「容器包装リサイクル法の見直し会合」も終了し、既に審議会を終えた自動車リサイクル法の見直しと共に、新制度への具体的な作業も始まっています。

再び、廃棄物処理法関連に戻りますと、本年10月1日より、**水銀廃棄物処理に関する省令改正**が施行されます。さらに、**廃棄物の越境移動やPOP's関連の検討会**も行われており、これら見直し事項が一気に具体化する可能性もあります。

本稿では、本年も、こうした制度見直しに関する最新情報の提供と詳細内容に関する解説を行って参る所存ですので、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 【解説】 廃棄物処理法の改正

～報告書案の提示・パブコメ始まる～

2016年12月15日開催の第7回廃棄物処理制度専門委員会にて、廃棄物処理制度専門委員会・報告書(案)が審議され、12月20日、環境省から標記パブコメに関する報道発表があった。

この報告書(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の期間は、2016年12月20日(火)～2017年1月19日(木)で、今般の廃棄物処理法改正に関する重要な内容になる。是非とも、内容を確認して頂きたい。

報告書(案)の内容は、基本的に今まで審議してきたヒアリング及びそれに基づく論点整理のまとめだが、具体的に規制していく内容が絞られたかたちでまとめられている。

まず、規制内容が具体化される項目としては、**マニフェストに係る虚偽記載の規制(罰則強化の検討も含む)**や**電子マニフェストに係る推進方向性(特管産廃での義務化検討)**がある。また、処理業者による再生利用に関する情報も含めた処理フローの公開、有害廃棄物に関しては、より具体的な情報提供の義務付けの検討(対象とする情報は今後とも要検討)、POP's 廃棄物や太陽電池モジュールの適正処理に向けた規制の具体化が挙げられている。

一方、注目された排出事業者責任の強化は、新たな規制は設けられず、排出事業者責任の周知を徹底させていくという内容に留まっている。

以下、報告書(案)の概要(ポイント)を整理した。

- **排出事業者責任の徹底に関しては、排出事業者責任の周知を徹底させていくという内容に留まり、新たな規制は設けられない**

□ マニフェスト虚偽記載への対策について、システムの改善や罰則の強化を検討

- ✓ 電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知や、関係業者への警告に資するよう同システムの改善を行う必要がある
- ✓ マニフェストの虚偽記載等を行った者が法第19条の5の規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化（現状、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）も含め方策を検討

□ 特別管理産業廃棄物の処理において、電子マニフェストの義務化を検討

- ✓ 一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討
- ✓ 特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討

□ 親子会社間における自ら処理については、一定の要件に適合する場合には認める方向で検討

□ 廃棄物処理に係る情報提供に関しては、再生利用に関する情報も含めた処理フロー公開、有害廃棄物情報提供の充実化・義務化を検討

- ✓ 処理業者は処理フローの再生利用に関する情報も含め公開していくべき
- ✓ 上記に関連して、優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを行うべき
- ✓ 排出事業者においても環境報告書などにおいて、処理状況について適切に把握していることの公表を促していくことも重要
- ✓ 有害廃棄物に係る排出事業者からの情報提供については、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき（義務付け以外の上乗せの情報提供の方策も含めた検討を行うべき）
- ✓ 廃棄物処理法において情報提供を義務付ける排出事業者、対象となる危険・有害物質（必要に応じてその対象濃度等の詳細）、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべきであり、そのための専門的な検討を進めていくべき

□ 有害廃棄物の処理に関しては、POP's 廃棄物、太陽電池モジュールの適正処理を検討

① PCBとダイオキシン類以外のPOP's 廃棄物（残留性汚染有機物質に関するストックホルム条約の規制対象物質であるPOP's を含有する廃棄物）について

- ✓ POP's を高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき
- ✓ POP's 廃棄物でも、POP's を含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、POP's 条約が求める適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば「POP's 含有産業廃棄物」と定義して、上乗せの処理基準を規定すべき
- ✓ POP's が難燃剤として使用されている廃プラスチック等、POP's の含有有無の判別が一見して困難であるものについては、関係業界と連携した取組を推進しつつ、今後の国際的動向等を踏まえ、引き続き、制度的な対応の在り方を検討していくべき

② 太陽電池モジュールについて

- ✓ 鉛等の有害物質を含有する可能性のあることから、安定型5品目から除外し、原則として管理型処分場で最終処分するべき

□ 適正な処理が困難な廃棄物の処理については、既存制度を活用しつつ、製造事業者等と市町村等が連携・協力していく方策を検討すべき

□ 雑品スクラップの取り扱いについて、都道府県等で一定の規制を設けるべき

- ✓ 生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、都道府県等の行政機関の登録を受けるなど、都道府県等による一定の規制にかからしめるべき
- ✓ 保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべき

□ バーゼル法との二重手続の改善に関しては、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべき

□ 優良な循環産業の更なる育成について、優良産業廃棄物処理業者認定制度の基準見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇

措置について検討すべき

- ✓ 優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握、排出事業者、都道府県間等で共有するなどの措置を講ずるべき
- ✓ 認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに、財務要件の見直しを行うべき
- ✓ 優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべき
- ✓ 産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施等、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行っていくべき

- 再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用については、現行の再生利用認定制度の活用の検討や再生利用指定制度の周知を行うとともに、複数の都道府県等にわたって広域的な流通を行う場合、関係する都道府県等間での連携を図り、共有認識のもと、モデル事業の実施等の必要な措置を講ずるべき

- 許可申請等の負担軽減や合理化については、電子化を推進する方向

- ✓ 国において広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進めていくとともに、都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きかけを行うべき
- ✓ 一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべき

- 欠格要件については、引き続き慎重に専門的な検討を行う方向

- 地方自治体の運用については、国、都道府県等、排出事業者、産業廃棄物処理業者、消費者・市民等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加

者も含め検討すべき

詳細は次の URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103385.html>

3.【解説】今後の化学物質対策の在り方

～報告書案の提示・パブコメ始まる～

2017年1月5日、環境省と経済産業省から、昨年12月27日に開催された「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第3回化審法見直し合同会合）」において、**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の見直しに係る議論**が行われ、「今後の化学物質対策の在り方について（案）」が取りまとめられ、については、本案に対するパブリックコメントが、2017年1月5日から2月3日までの間、実施される、との報道発表があった。

今般のパブコメは、化審法施行状況検討会報告書で課題に挙げられた事項のうち、法改正を伴う政策的な事項であり、緊急性の高い項目である「**少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度における全国単位の製造・輸入数量の上限見直し**」と「**毒性が非常に強い新規化学物質の管理**」に関する内容となる。

まず、少量新規化学物質制度に関する課題は、「製造・輸入予定数量の合計が全国で1トン以下のため、事業者が当初予定していた数量を確保できないことにより、事業者のビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている」という視点である。

少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は欧米にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、「**全国上限値を【製造・輸入予定数量】から【環境排出量】に変更する**」ことを検討する。

また、近年、新規化学物質の事前審査において、これまでの化学物質には見られなかったような毒性が非常に強く、環境中に排出される場合には人の健康又は生活環境動植物の生息・生育に係る被害を生ずるおそれがある化学物質が確認されてい

る。こうした「毒性が非常に強い新規化学物質」は不用意に環境中に排出されないように、以下の管理を行うことが求められる。

- ① 他の事業者に対し当該化学物質を譲渡・提供するとき、その相手方に対して当該化学物質である旨の情報を伝達する努力義務を課す
- ② 特に必要があると認められるときには、一定の汚染防止措置を取るよう、国が当該化学物質を取り扱う事業者に対して指導及び助言を行う
- ③ 国は、特定新規化学物質を取り扱う事業者に対し、その取扱いの状況について報告を必要に応じて求める

詳細は、下記 URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103418.html>

4. 産業廃棄物の排出及び処理状況

～2014年（平成26年）度実績が公表～

2016年12月22日、環境省から2014年度における「産業廃棄物の排出及び処理状況」について報道発表があった。

総排出量は、約3億9,300万トンとなり前年度より800万トン（2.1%）増加した。2012年（平成24年）で約3億7,900万トンと底を打っていた排出量が、この2年間で徐々に増加に転じている。

詳細は、以下の通り。

□ 業種別排出量：上位5業種で8割以上

- ① 電気/ガス/熱供給/水道業：1.01億トン
- ② 農業/林業：0.82億トン
- ③ 建設業：0.82億トン
- ④ パルプ/紙/紙加工品製造業：0.33億トン
- ⑤ 鉄鋼業：0.29億トン

□ 種類別排出量：上位3品目で8割以上

- ① 汚泥：1.69億トン
- ② 動物のふん尿：0.81億トン
- ③ がれき類：0.64億トン

□ 産業廃棄物の処理状況：前年度に比べ、最終処分量が約11%減少

前年と比較して、農業/林業と鉄鋼業における排出量は減少したが、その他の業種別排出量は増加した。2012年を底に、国内産業の生産活動が増大

したことと相関があるように見える。また、最終処分量は、1995年の統計開始時の6,900万トンから減少傾向が続いており、ついに2014年度は1,040万トンになり大台割れまであと少々になっている。

詳細は、以下の URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103381.html>

5. 青森県八戸市が許可権限自治体に

～全国116自治体体制～

2017年1月1日、青森県八戸市が中核市へ移行し、許可権限自治体になった。当面、環境保全課廃棄物対策グループが対応する。「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例、同施行規則」は、引き継がれる模様。

八戸市に事業者の企業は、以下の確認ポイントに注意が必要だ。

- 1) マニフェスト交付等状況報告書・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の書類提出先が青森県から八戸市に変更となる。
- 2) 八戸市で処分業と積替保管を持つ収集運搬業を営む産廃事業者は許認可権限が変更となるため、同市にある処分業者に委託する排出事業者は、処理業者に確認が必要となる。

(以上)

㈱日本廃棄物管理機構

〒231-0062

横浜市中区桜木町1-1-7 TOCみなとみらい10階

Tel. 045-228-5363 Fax. 045-894-2116

E-mail: info@jaao.co.jp